

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 育宝会 幼保連携型認定こども園 州見台さくら	施設 種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 5年12月12日

総 評	<p>幼保連携型認定こども園州見台さくらは、木津川市の南部、企業の研究開発拠点を有するニュータウンの中にあり、州見台小学校と隣接しています。京都府と奈良県に乳幼児教育保育事業を4拠点経営している「社会福祉法人育宝会」が平成20年4月に開園しました。理念に「さ：さくらの花のように明るく、く：雲より高くのびのびと、ら：らしさを大切に」を掲げ、子どもの人権擁護と生きる力の育成を目指し「見守る保育」を実践しています。また、理念に基づく実践を行うために、毎年教育・保育テーマを設けています。</p> <p>2023年度は『【生きる力】・【学びに向かう力】の土台づくりを目指して～人と人の「つながり」を大切にし、豊かな感性を育もう～』として、職員のみならず、保護者へも周知して取り組んでいます。更に、職員の理念の理解と、実践の質を高める取組の一環として毎年企画される法人研修と園内研修では、法人内各園より実践発表を行ったり、職員の要望を募った上で研修内容を吟味したりしています。</p>
特に良かった点(※)	<p>《経営状況の把握と具体的取組》 経営課題の明確化については、事業計画を策定し(1)人材確保・育成(2)保育の質向上(3)地域貢献(4)働きやすい職場づくり(5)経営基盤の確立を大項目として課題解決に向けた具体的な方針を示しています。また、職員への周知としては、毎年更新する「勤務の手引き」を作成し、業務の手順や教育・保育の質向上のための実践方法などを具体的に示して全職員へ配布しています。</p> <p>《リスクマネジメント体制》 リスクマネジメント体制については、毎日のミーティングでヒヤリハットや怪我の情報を共有しています。また、危機管理委員会が設置され、クラスのヒヤリハットは毎月の委員会で対応策が検討されています。更に、年度末に作成される「事業報告」に1年間の事故の傾向と特徴、怪我については病院で受診した内容をまとめ、理事会・評議員会等で報告しています。</p> <p>《養護と教育の一体的展開》 子どもを受容し状態に応じて行う保育については「見守る保育」に係る職員間の共通認識を深めるために年1回の法人研修で実践発表を行ったり、年1回の園内研修で言葉がけや関わりについてロールプレイを行ったりする等、学ぶ機会をつくと共に毎月の職員会議、毎日のミーティングで子どもの姿に基づく保育内容を振り返る機会にしています。</p>

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>《法令遵守の取組》 消費者保護関連法令・雇用・労働・防災・環境への配慮に関する法令については、最新の内容を把握し、必要に応じて職員が確認できる仕組みを構築されるとなお良いでしょう。</p> <p>《地域の福祉向上》 災害時に園が担うことのできる役割、果たすことのできる役割を確認して自治体や地域住民へその内容を共有されると良いでしょう。また、地域福祉のニーズ把握のための取組をされるとなお良いでしょう。</p> <p>《健康管理》 アレルギー対応については、誤食時・接触時の緊急手順を定め、それに基づき定期的に訓練を行うとなお良いでしょう。</p>
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人育宝会 幼保連携型認定こども園 州見台さくら
施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会
訪問調査日	令和5年12月12日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1. 理念、基本方針の明文化と周知については、ホームページや重要事項説明書を用いて利用者や地域社会に向けて発信しています。また、職員へは、月1回の職員会議、週1回のリーダーミーティング、毎日のミーティング(職員)を活用して周知しています。更に、理念に基づいた保育実践を具現化するための目標として毎年、教育・保育テーマを掲げて、保護者へ周知しています。2023年度については、『【生きる力】・【学びに向かう力】の土台づくりを目指して～人と人の「つながり」を大切に、豊かな感性を育もう～』をテーマと定め、取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	b
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2. 事業経営状況の把握分析については、2カ月に1回実施されている「木津川市園長会」で、市の担当課(こども宝課)や各園の園長・主幹で出生人数に基づく予想入所希望者数を確認しています。また、法人の系列園で行う法人会議も2カ月に1回実施し、経営状況の確認を行っています。今後は、コスト分析や利用率の分析を行われるとなお良いでしょう。

3. 経営課題の明確化と具体的取り組みについては、3年先を見越した「中・長期計画」を策定し、(1)人材確保・育成(2)法人全体での保育の質向上(3)地域貢献(4)働きやすい職場を目指して(5)経営基盤の確立の大項目で課題解決に向けた具体的な方針を示しています。また、職員への周知としては、毎年更新する「勤務の手引き(通番3・10・15参照)」を作成し、業務の手順や教育・保育の質向上のための実践方法などを具体的に示して全職員へ配布しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	b
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

[自由記述欄]

4. 中・長期計画の策定については、3年先を見越した「中・長期計画(令和5年～7年)」を策定しています(通番3参照)。入所人数や、一時保育利用者数の具体的な目標を示しています。今後は、中・長期の収支計画を策定されるとなお良いでしょう。

5. 中・長期計画を踏まえた単年度計画については、(1)働きやすい職場づくりのために、(2)質の高い教育保育のために、(3)子ども子育て支援充実のために、(4)つながりのある「教育・保育」のために、の4つを重点事項として策定され、中・長期計画、事業計画、事業報告との整合性が確保されています。

6. 事業計画の評価見直しについては、毎月の職員会議や毎日のミーティングの内容を踏まえ、2カ月に1回実施される法人会議で園長・主任が現状報告を行っています。また毎年2月に「事業報告」を作成して年度の振り返りを行い、併せて次年度の「事業計画」も策定しています。更に、事業計画の内容を踏まえて、職員向けの「勤務の手引き(通番3参照)」を作成し、職員への周知と職員研修を兼ねています。

7. 事業計画の保護者等への周知については、年度始めまたは入園時に配布する、重要事項説明書や毎月発行している園だよりで周知を行っています。特に質の高い教育・保育の実施については、園だよりや献立をいつでも確認できる「れんらくアプリ」を活用してペーパーレス化を図ったり、ブログやSNSで写真を用いた保育記録の発信を行ったりするなど、透明性を図っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	b

[自由記述欄]

8. 保育の質向上に向けた取組として、木津川市の幼保こ園・小中学校で組織している、人権学習委員会、人権研究委員会、学力・進路専門委員会に参加したり、園内に危機管理委員会・子育て支援係り・交通安全係りなど10の役割を設けたり、1ヶ月に1回以上の頻度で園長・主幹・副主任で行う「園運営会議」を実施したりしながら、実践の質向上の取組とその振り返りを行っています。また、毎年2回保護者アンケートを実施し、5年に1回第三者評価を受診するなど定期的に自己・二者・三者の評価を行う仕組みを構築しています。

9. 評価結果に基づいた課題の明確化や計画的な改善策の実施については、課題の共有化のために月1回の職員会議や毎日のミーティングで周知しています。今後は、それら周知した課題が、どのように組織的な改善計画や取組につながっているかを示す記録があるとなお良いでしょう。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	b
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10. 園長の役割と責任の表明については、キャリアパスや危機管理マニュアルに明記され、年間テーマ(通番1参照)を達成するために、園の方針・勤務体制の理解を目的に全職員に配布する「勤務の手引き(通番3・10・15参照)」を作成しています。また、園だよりの巻頭言も毎月執筆し、保護者や地域へ発信しています。

11. 法令遵守のための取組については、2か月に1回実施される木津川市園長会に参加し、情報の収集を行い、その内容を毎月1回の職員会議や毎日のミーティングで周知しています。今後、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令・雇用・労働・防災・環境への配慮に関する法令についての最新の内容を把握し、必要に応じて職員が確認できる仕組みを構築されるとなお良いでしょう。

12. 保育の質向上への取組については、毎日行うミーティング、月1回以上行う園内委員会、運営会議、月1回行う職員会議等で保育実践の振り返りを行い、子どもの発達や保護者の子育て支援についてのケースカンファレンスを実施しています。また、年に2回(7月、12月)全職員と面談を行い、一人一人の目標と課題に対する振り返りを実施しています。更に、京都府保育協会のキャリアパス研修に加えて、職員のニーズによって研修内容を決める年1回の園内研修(2023年度は5月に保護者対応研修)や、年1回の法人内各園から1~2組の話題提供者を立てて行う実践発表会(2023年度は9月)を実施しています。

13. 経営の改善や業務の実効性を高める取組として、登降園アプリや保護者連絡アプリ、各クラスに1台以上配備されているパソコンなどICTの活用を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	b
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14. 必要な福祉人材の確保・定着等に関する取組については、京都府社会福祉協議会の就職フェアに参加(2023年度2回)したり、保育園見学ツアーに参加したりしています。また、ホームページにリクルートサイトを設け、園の理念、職場環境、先輩の声など分かりやすく情報提供しています。今後、人材育成計画を策定されるとなお良いでしょう。

15. 総合的な人事管理については、キャリアパスを作成し職員に示しています。また、年間教育・保育テーマ(通番1参照)、職員目標、シフトと仕事内容、保育環境への配慮事項、勤怠管理、研修、危機管理、保護者対応、備品使用のルール他を「勤務の手引き(通番3・10・15参照)」としてまとめ、全職員へ配布しています。

16. 働きやすい職場づくりについては、中長期計画・事業計画の重点項目に掲げて取り組んでいます。また、年2回(7月・12月)に園長との個別面談を実施して、個人の職員目標、保育実践や保護者対応で大切にしたいことの聞き取りと振り返りを行っています。更に、育休復職の際、子どもが3歳になるまでは育児に配慮した働き方を相談できる体制づくりを行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	b
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

[自由記述欄]

17. 職員一人一人の育成に向けた取組については、「キャリアパス」や「勤務の手引き(通番3・10・15参照)」に期待する職員像が明確に示されています。今後、職員の目標設定は、目標水準や目標期限なども設け進捗状況を適切に確認できるようにするとお良いでしょう。

18.19. 職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、「キャリアパス」を策定しています。また、京都府保育協会のキャリアアップ研修を積極的に受講し、園内研修や法人研修(通番12参照)を実施しています。今後は、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを実施したり、職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われると良いでしょう。

20. 実習生受け入れについては、「保育実習受け入れマニュアル」を作成し、「京都府版実習♥ブック」に基づいてオリエンテーション、実習指導、まとめ及び振り返りを行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b

[自由記述欄]

21. 運営の透明性については、法人のホームページを活用し、現況報告書・計算書類、第三者評価の結果、苦情解決(ホームページ「お知らせ」で必要な情報のみ)、定款、役員名簿を情報公開しています。また、就園希望者へは、理念・方針・目標・特色・概要・年間行事・周辺マップ・一時保育の案内・施設平面図など情報をまとめた「園のパフレット」を配布して説明しています。

22. 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、WaMNETの社会福祉法人財務諸表等電子開示システムにて、現況報告書等を情報公開しています。また、顧問税理士と毎月報告・連携を図っています。今後は、外部監査等の結果や指導内容に基づいて経営改善が行われている書面を整備されるとお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
	27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	b	

[自由記述欄]

23. 地域との交流については、学期に1回木津南中学校を中心に地域自治体・学校・高齢者福祉施設・園が連携して行う「きずなプロジェクト」の取組に参加したり、近隣の畑を利用した野菜の栽培や収穫の活動を通じて子どもたちと地域の方々との交流の機会を持っています。

24. ボランティア受け入れについてはマニュアルを整備し、年度末に事業計画の振り返りとして編成される「事業報告」へも実績を明記しています。また、園と学校との橋渡しの役割として、園長は学校評議員として地域の学校教育への協力を行っています。

25. 必要な社会資源の明確化、関係機関連携については、毎週火曜日の園庭開放や一時預かり保育の実施などを通じて地域の子育て家庭への支援を行っています。また、地域ネットワーク構築のため、幼児交通事故防止委員会、教育支援委員会など、地域の関係機関や団体の役割を引受けて連携を深めています。

26.27. 園機能の地域還元や福祉ニーズに基づく公益事業については、毎週火曜日の園庭開放や一時預かり保育を実施しています。今後は、災害時に保育園が担うことのできる役割、果たすことのできる役割を確認して自治体や地域住民へその内容を共有されると良いでしょう。また、地域福祉のニーズ把握のための取組をされるとお良いでしょう。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	b
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

[自由記述欄]

28. 利用者を尊重する姿勢の明示については、法人理念・基本方針・目標を始め、ホームページ記載の「私たちが大切にしている10のこと(保育実践の特徴とその配慮)」、職員に向けた「勤務の手引き(通番3・10・15参照)」に明記されています。また、年に1回「日々の保育を振り返る」シートを使い保育者が自己評価を行う取組を実施しています。更に、年齢別のチェックリストを用いた「環境チェック」を3ヶ月に1回実施しています。今後は、それら具体的な取組を職員の研修や、保護者の理解を図る取組に結びつけていかれると良いでしょう。

29. 子どものプライバシー保護の権利擁護については、保育方針に「(社会性を育む)(自立を育む)(個性を育む)」を掲げています。プライバシー保護や虐待防止の規定・マニュアルを作成しています。今後は、子どものプライバシーを守る工夫として、アレルギーのある子どもの情報の扱いや、排泄の環境等を検討されることとお良いでしょう。

30. 保育所選択に必要な情報提供については、子どもの育ちがイメージできるよう、入園希望者には全体的な計画に基づき、すべての年齢の保育内容をスライドを使用して説明したり、リーフレット「入園のご案内」やホームページで情報公開を行っています。

31.32. 保育の提供については、利用者が理解しやすい工夫として、シートに基づき入園の面談を行い、絵や図表を用いて説明しています。今後は、配慮の必要な保護者への説明においてはルールを策定したり、保育終了時にはその後の相談方法や担当者について記した文書の配布したりするなどされることとお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	b

[自由記述欄]

33.34. 利用者が意見等を述べやすい体制の確保については、「保護者の声BOX」が設置され、保護者が意見や苦情を述べやすくしています。また、朝夕の時間帯は園長や主任が玄関付近にいて、保護者が話をしやすいように配慮しています。更に、年に一度個人懇談を実施して保護者と個別に話をする機会を設けています。

35. 相談や意見に対する組織的な対応として、保護者へは重要事項説明書に「ご意見・ご要望の相談解決責任者、受付担当者、第三者委員」を明記し、職員へはマニュアルも整備した上で「勤務の手引き(通番3・10・15参照)」の「保護者対応」の項目に分かりやすく明記するとともに、毎日の職員ミーティングで情報を共有しています。今後は、マニュアルの定期的な見直しをされることとお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	b
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b

[自由記述欄]

36. リスクマネジメント体制については、毎日のミーティングでヒヤリハットや怪我の情報を共有し、全職員がその情報を確認して保育を行う体制を構築しています。また、危機管理委員会を設置し、クラスのヒヤリハットは毎月の委員会で対応策を検討しています。更に、年度末に作成される「事業報告」に1年間の事故の傾向と特徴、怪我については病院で受診した内容をまとめ、理事会・評議員会等で報告しています。

37. 感染症の予防や発生時の安全確保については、平日は看護師が常駐し、子どもの健康状態の把握、保育環境の消毒等の感染症予防、感染症発生時は保護者への情報提供、年4回の保健だより発行を行っています。また、嘔吐対応の実地研修も行っていきます。

38. 災害時における子どもの安全確保については、園児引き渡しカードで子どもを確実に保護者に引き継げるような仕組みを構築し、園のしおり(重要事項説明書)にも明記しています。今後は、子ども・保護者・職員の安否確認の方法を定めることで災害時の対応を強化されることとお良いでしょう。

39. 不審者侵入時の対応について、マニュアルを整備し、警備会社による警備など設備や体制がとられています。今後は、警察等との連携のもとで、マニュアルに基づく職員研修がなされることとお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40. 保育についての標準的な実施方法については、毎年職員に配布される「勤務の手引き(通番3・10・15・35参照)」に文書化され、全職員が携帯しています。また4月・8月・12月には年齢別チェックリストで保育の実施方法や実践を確認するよう努めています。

41. 毎年3月に各クラスから標準的な保育の実施方法についての見直し案が提出されます。その後、園長・主任・副主任で変更について検討しています。

42. 43. 適切なアセスメントによる指導計画の作成・評価・見直しについては、主任が責任者となり指導計画が策定されています。子ども一人一人の発達成長は「ミマモリングソフト」により管理されています。指導計画は2ヶ月毎に各クラスで検討会議を行っています。今後は、アセスメントの手法の確立と保護者の意向把握・同意のプロセスを整理されることとお良いでしょう。

44. 子どもに関する保育の実施状況の記録については、担任間で記載する内容について検討してから毎月末「ミマモリングソフト」を用いて実施されています。バランスよく記載できるように記録担当者を持ち回り制にしています。

45. 子どもに関する記録の管理体制について、子どもに関する記録は個人情報保護規定に基づいて管理されています。また、それらの内容は「勤務の手引き(通番3・10・15・35参照)」にも記載されています。更に「書類等の提出期限・保管期間について」に各種計画や記録のルールを明確にしています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	b
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46. 全体的な計画については、法人理念・基本方針・目標に沿って作成され、子どもを取り巻く地域や家庭環境を踏まえ、地域環境を生かした園外保育活動や祖父母の保育参加「ぼかぼかウィークやおもちつき」など保育実践に結びついています。また、指導計画・保健計画・食育計画も明文化され、それぞれの計画の更新は、副主任・各クラス担任が作成した案に基づき園長・主幹により編成する組織的な取組になっています。

47. 生活にふさわしい場については、落ち着いて食事や睡眠ができる空間を間仕切りによって確保したり、乳児室に畳のスペースをつくったりする等、家庭的な環境づくりを行っています。職員が毎日行うミーティングでヒヤリハットを共有したり、感染症の流行時には毎日看護師がこまめに消毒したりするなど、保育環境のリスク管理を行っています。今後は、保育時間や生活リズムを考慮し、くつろいだり落ち着いたりできる場所を工夫するとよいでしょう。

48. 子どもを受容し状態に応じて行う保育については、「見守る保育」に係る職員間の共通認識を深めるために年1回の法人研修で実践発表を行ったり、年1回の園内研修で言葉がけや関わりについてロールプレイを行ったりする等、学ぶ機会をつくと共に毎月の職員会議、毎日のミーティングで子どもの姿に基づく保育内容について検討して実践を振り返る機会を設けています。

49. 基本的な生活習慣の自立へ向けた環境整備や援助については、「見守る保育10ヶ条」として理想の職員像を掲げ、子ども一人一人の発達を「みまもりんぐソフト」で把握しながら実践するよう努めています。

50. 主体的な生活や遊びの保障については、散歩の行き先を幼児クラスの子どもが選択したり、年長児が運動会や生活発表会等の内容や役割を検討したりする機会を保障しています。また、生活場面では、1・2歳児から、食事の盛り付けの大中小を選択して食べたり、3歳以上児は栽培やクッキング活動に参加したりするよう工夫に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	b

[自由記述欄]

51. 乳児保育については、一人一人の子どもの発達や状況を把握・共通認識するために、ミマモリングソフトを活用しています。今後は、0歳児が長時間過ごすことに適した環境への工夫がなされるとよいでしょう。

52. 3歳未満児の保育については、「ミマモリングソフト」で把握している一人一人の発達に応じた玩具で遊びの環境構成を行い、子どもが数種類の遊び環境を選択して遊べる工夫をしています。また、活動を丁寧に見守るため室内・室外での活動をグループに分けて実施しています。今後は、一人一人の生活リズムに応じたデイリープログラムの運営や、様々な年齢の子どもや保育士以外の大人とかわかる機会をつくとよいでしょう。

53. 3歳以上児の保育については、一人一人の子どもの発達を「ミマモリングソフト」で確認しています。また、年長児が中心となり3・4・5歳児の「3きょうだい」で活動する縦割りの活動を取り入れています。今後は、一人一人の子どもがくつろいだり落ち着いたりできる場所の工夫があるとよいでしょう。

54. 障がいのある子どもの状況に配慮した個別指導計画を年3回作成し、職員間で共有しています。子ども同士の育ち合いを大切にするため、加配保育士が子どもとの距離に配慮して見守り、必要に応じて援助しています。今後は、保護者に障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行うとよいでしょう。

55. 長時間保育については、一日の生活を見通して連続性に配慮し、子どもの興味や思いを伸び伸びと発言できる場を設け、子ども主体の環境を整えています。今後は、指導計画に長時間保育についての配慮事項等を整えるるとよいでしょう。

56. 小学校との連携については、小学校に隣接している立地を生かし、小学5年生と交流や、学校見学等の取組をしています。また、年6回地域の小・中・幼・保・こども園の職員で編成されている教育支援委員会に参加しています。今後は、小学校教員との意見交流や合同研修を行うとよいでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	b	b

[自由記述欄]

57. 子どもの健康管理については、毎日、看護師による園児全員の検温や様子の確認で健康状態を把握し、感染症の流行時は必要に応じて市や保健所に報告して連携しています。また、流行している感染症等に関しては、掲示板を通して保護者にも共有できるようにしています。更に、SIDS予防の観点から0～2歳児は5分毎の睡眠チェックを行い記録しています。

58. 健康診断等の結果については、看護師が記録し、職員間で周知した上で、保健計画等に反映しています。また、年に4回保健だよりを作成し、保護者に情報発信を行っています。

59. アレルギー対応については、園で実施するアレルギー対応マニュアルがあり、保護者に説明した上で保育室や机等に表示し、給食の際は職員が近くで見守るなど、保育教諭、栄養士・看護師が連携しながら誤食防止に取り組んでいます。今後、アレルギー対応については、誤食時・接触時の緊急手順を定め、それに基づき定期的に訓練を行うとなお良いでしょう。

60. 食事を楽しむ工夫については、食の目標、食と健康、食と人間関係、食と文化、命の育ちと食、料理と食、栽培と食の7つの大項目を設けた「食育計画」を編成しています。また、4・5歳児の「リクエスト・チャレンジメニュー」の取り組みや、年長児の作品でランチルームを装飾するなど、子どもが参加できる工夫をしています。更に、食に関する豊かな経験ができるよう近隣の畑を借りて栽培体験を実施したり、クッキング体験も行っています。

61. 献立作成や調理の工夫については、子どもたちの喫食状態や反応を、毎月の給食会議で共有して翌月に活かしています。今後は、地域の食文化や行事食に親しむ取組があると良いでしょう。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	b

[自由記述欄]

62. 63. 家庭との連携については、子どもの活動の様子を毎日「連絡帳」や「クラスノート」に記入している他、写真を活用した教育・保育内容の情報発信として、毎月の園だよりの配布や、月3～4回ホームページのブログを更新しています。また、日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を築けるよう登降園の時間帯に園長・主任が通用口に立って言葉かけを行うなど取り組んでいます。

64. 虐待等権利侵害の予防については、子どもの様子や家庭での養育の状況について毎日全学年の担任と園長・主任等管理者で行うミーティングで伝え合い、把握に努めています。また、副主任がリーダーとなり、子どもの人権養護について職員間で声を掛け合い、相互のチェックを行っています。

65. 保育士等の自己評価と専門性の向上については、年に2回自己評価を行っています。また、各記録・計画の提出期限を設け、管理者がチェックする仕組みが構築されており、定期的な保育内容の振り返りの機会になっています。今後は、保育士等の自己評価を園全体の自己評価につなげると良いでしょう。